

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十号

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例（平成十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第一章―第三章（略） 第四章 子ども、高齢者、女性等の安全確保 （第十一条―第十五条） 第五章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止（第十六条・第十七条） 第六章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第十八条―第二十一条） 第七章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第二十二条―第二十四条） 第八章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第二十五条―第二十七条） 第九章 雑則（第二十八条） 附則</p> <p>第四章 子ども、高齢者、女性等の安全確保</p> <p>（子ども、高齢者、女性等の安全確保） 第十一条 県は、子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者（以下「子ども等要配慮者」という。）を犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子ども等要配慮者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>（指針の策定） 第十二条 県は、子ども等要配慮者の安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。</p> <p>第五章 インターネットの利用に係る犯罪被害の防止 （インターネットの利用に係る犯罪被害の防止の措置）</p>	<p>目次 前文 第一章―第三章（略） 第四章 子どもの安全確保（第十一条―第十五条） 第五章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等（第十六条―第十九条） 第六章 犯罪の防止に配慮した住宅の普及等（第二十条―第二十二条） 第七章 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及等（第二十三条―第二十五条） 第八章 雑則（第二十六条） 附則</p> <p>第四章 子どもの安全確保</p> <p>（子どもの安全確保） 第十一条 県は、子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子どもの安全確保に努めるものとする。</p> <p>（指針の策定） 第十二条 県は、子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。</p>

第十六条 県は、インターネットを利用する犯罪による被害を防止するため、県民、事業者等に対し、情報の提供、助言、その他の必要な措置を講じるものとする。

(指針の策定)

第十七条 県は、インターネットを安全に利用するための防犯上の指針を定めるものとする。

第六章 (略)

第十八条―第二十一条 (略)

第七章 (略)

第二十二条―第二十四条 (略)

第八章 (略)

第二十五条―第二十七条 (略)

第九章 (略)

(指針の策定手続等)

第二十八条 県は、第十二条、第十七条、第十九条又は第二十三条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第五章 (略)

第十六条―第十九条 (略)

第六章 (略)

第二十条―第二十二條 (略)

第七章 (略)

第二十三条―第二十五条 (略)

第八章 (略)

(指針の策定手続等)

第二十六条 県は、第十二条、第十七条又は第二十一条の規定により指針を定め、又は当該指針を変更しようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるための適切な措置を講じるとともに、当該指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。